ロ　容器の外槽表面温度測定点は、次のとおりとする。

（イ）　容器の長手方向の測定箇所は、容器の中央部付近とする。ただし、容器の中央部付近に容器を車載するためのバンドがある場合は、当該バンドと隣接するバンド間の中央部付近とする。

（ロ）　容器の円周方向の測定箇所は、容器の車載状態における容器断面の最下部から円周方向四十五度以内の位置とする。

ハ　温度測定に放射温度計を用いる場合は、容器の外槽表面温度測定点及び基準片の表面温度測定点へ同一の黒色テープを容器及び基準片の静置前に貼り付け、その表面を測定するものとする。

三　試験は、容器に試験に用いるガスを充塡し、八時間以上経過した後、次に掲げる方法により、容器の外槽の表面温度及び基準片の表面温度を測定することにより行うものとする。

イ　試験は、当該容器（容器が自動車に固定されたままの状態で試験を行う場合は当該自動車）及び基準片を二時間以上静置した後に行うこと。

ロ　試験時における試験に用いるガスの充塡量は、液化ガスの容積が容器の内容積の三分の一以上とすること。

ハ　試験のための温度測定は、容器に直射日光等の輻射熱が当たることを避け、ほぼ無風の状態で行うこと。

ニ　同一の温度計により、容器の外槽表面温度測定点及び基準片の表面温度測定点の表面温度を測定し、温度差を記録すること。

ホ　ニの操作を五回繰り返し、記録した五回の温度差の中央値を試験結果とすること。

四　測定した容器の外槽の表面温度と基準片の表面温度の温度差が六度未満であるとき、合格とする。

五　試験に合格しなかった容器は、修理又は調整して再び試験を行うことができるものとする。

（容器再検査における容器の規格の基準）

第五十一条　規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　自動車に固定されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に固定されている車台番号と同一であること。

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に固定されたことがないものであること。

三　自動車に固定されていない容器にあっては、自動車に固定されたことがないものであること。

2　（略）

（附属品再検査における附属品の規格の基準）

第五十五条　規則第二十条第一項第三号の附属品の規格の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に装置されている附属品にあっては、当該附属品が装置された容器が固定された自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の製造番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　（略）

（検査設備の基準）

第五十六条　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　（略）

（容器再検査における容器の規格の基準）

第五十一条　規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車台番号と同一であること。

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車に装置されていない容器にあっては、自動車に装置されたことがないものであること。

2　（略）

（附属品再検査における附属品の規格の基準）

第五十五条　規則第二十条第一項第三号の附属品の規格の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に装置されている附属品にあっては、当該附属品が装置された容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の製造番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　（略）

（検査設備の基準）

第五十六条　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　（略）